

# ボランティア団体等と県との協働の推進に関する条例 概念図

## <検討の背景>

- 地域の課題の解決のため、県民の立場に立って、柔軟かつ迅速に対応できるボランティア団体等と県との協働が重要になってきている。
- ボランティア団体等は、個人や団体を結びつける役割を有しており、ボランティア団体等と県との協働が、地域におけるつながりをさらに形成し、活性化させるなど、「協働型社会」構築に向け、重要な役割を果たすようになってきている。

## 特徴1 ボランティア団体等と県との協働に焦点

県民生活の向上

地域の課題のより効果的な解決

ボランティア団体等と県との協働の推進

### <基本理念>

- 相互の理解及び信頼を基本とし、それぞれの立場を尊重
- それぞれの自律性が保持され、かつ、それぞれの特性を十分に発揮

### <県の責務>

- ボランティア団体等と県との協働の推進及びこれを効果的に推進するためのボランティア活動の促進に関する施策を策定・実施
- 施策の策定及び実施に当たっては、市町村、国その他関係機関と連携

## 特徴2 協定の締結等のルール化

### <協働事業に関する協定の締結等>

- 基本理念に則した相互の関係を保持するため、協働事業に関する協定を締結
- 協定には、事業に係る地域の課題、事業の目的、事業の概要、事業における役割分担を記載
- 協働事業の成果、事業における協議の状況、事業における役割分担について相互に評価
- 評価の結果を公表

## 特徴3 施策の安定的・継続的な推進

協働の推進

- ① 協働事業の提案に係る制度を整備する
- ② 協議を行うために必要な環境を整備する
- ③ 協働に関する相談体制を整備する
- ④ 協働に関する情報の収集及び提供を行う

ボランティア活動の促進

団体等の支援

- ① 基金を活用した補助を行う
- ② 税制度等の環境整備に努める
- ③ 交流の機会の提供に努める

活動の支援

- ① 普及啓発及び表彰を行う
- ② 人材の育成を図る
- ③ 活動に関する情報交換等に必要な環境を整備する
- ④ 活動に関する相談体制を整備する
- ⑤ 活動に関する情報の収集及び提供を行う

ボランティア団体等と県との協働の状況等の公表

意見の反映

附則（条例の見直し）